

確定申告／市民税・県民税申告のご案内

平成 29 年分 確定申告／市民税・県民税申告日程

期 日		大田原地区		黒羽・湯津上地区			
		場 所	午前の部 8:30～11:30	午後の部 13:00～16:00	場 所	午前の部 8:30～11:30	午後の部 13:00～16:00
2月	14日(水)	野崎地区 公民館 (野崎研修 センター)	下石上・野崎		須賀川出張所	須佐木	
	15日(木)		上石上	薄葉・平沢		川上・南方	須賀川・雲岩寺
	16日(金)		薄葉			須賀川	
	19日(月)	佐久山地区 公民館	佐久山		湯津上支所	北滝	片田
	20日(火)		佐久山	大神		亀久	矢倉・蛭田
	21日(水)		福原	福原・藤沢		蛭田	
	22日(木)	親園地区 公民館	親園	親園・荻野目		湯津上・小船渡	湯津上
	23日(金)	親園地区 公民館 (農村環境改 善センター)	花園	実取		湯津上	
	26日(月)		滝沢・滝岡	宇田川		両郷出張所 (両郷地区 コミュニティ センター)	久野又
27日(火)	中田原		両郷・川田	中野内			
28日(水)	金田北地区 公民館	中田原・町島 荒井・岡	戸野内・練貫 乙連沢	大輪	寺宿・木佐美 大久保		
3月	1日(木)		市野沢	今泉・羽田	黒羽支所	堀之内	黒羽田町
	2日(金)		富池	小滝		前田	前田・八塩
	5日(月)		北金丸	北金丸・奥沢		北野上	
	6日(火)	金田南地区 公民館	南金丸	南金丸・上奥沢 赤瀬	湯津上支所	狭原	佐良土
	7日(水)	倉骨	鹿畑・北大和久	佐良土			
	8日(木)	大田原東地 区公民館	富士見	山の手・城山		蛭畑	
	9日(金)		紫塚	元町・新富町		新宿・片府田	片府田
	12日(月)		末広	中央・本町		黒羽向町	
	13日(火)		美原	美原・住吉町		余瀬	大豆田
	14日(水)		浅香	浅香・若松町	蜂巢	桧木沢	
	15日(木)		若草	若草・加治屋	黒羽支所	寒井	

■税務署からのお知らせ

●大田原税務署で確定申告する場合

会場…大田原税務署別館

日時…2月16日(金)～3月15日(木) (※土日を除く)

▶受付：午前8時30分～

▶相談：午前9時～午後5時

※大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

※申告書の作成には時間を要しますので、お早め(午後3時頃まで)にお越しください。

●医療費控除に関する明細書の提出義務化について

平成 29 年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。

なお、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、税務署から記入内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※注意事項

①提出が不要となる領収書には、医療費控除を受けるために必要な医師等が発行した証明書は除きます(おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)。

②平成 31 年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付又は提示によることもできます。

③「医療費控除の明細書」は税務署窓口、市役所税務課窓口及び国税庁ホームページにて取得できます。

●「確定申告のお知らせ」はがきの送付について

次の【送付物が変更となる方】に該当される方は、平成 29 年分の確定申告から、申告書等用紙に代えて、「確定申告のお知らせ」はがきが送付されます。

・【送付物が変更となる方】

税務署から申告書等用紙が送付されている方のうち、平成 28 年分「所得税及び復興特別所得税」又は「消費税及び地方消費税」の確定申告書を次の会場にて書面により提出された方

①税理士会による無料申告相談会場 ②地方団体による申告相談会場 ③青色申告会による相談会場

※申告書のほか青色申告決算書や収支内訳書等も送付されませんので、国税庁ホームページから様式をダウンロードするなどの対応をお願いします。

ご不明な点は下記へお問い合わせください。

A 仮設庁舎A棟**B** 仮設庁舎B棟**東** 東別館**文** 大田原市総合文化会館**南** 南別館**議** 議会棟**■申告が必要な方**

昨年度、市民税・県民税の申告をされた方には、通知を送付しますが、通知を受けていなくても、次のような方は申告をしてください。

- ▶平成30年1月1日に大田原市に住所があり、
- ▶平成29年中に事業所得や地代・家賃などの不動産所得、土地などの譲渡所得、その他所得があった方
- ▶給与所得がある方で、「給与支払報告書」が勤務先から市税務課に送付されていない方(勤務先に確認してください)や平成29年中に退職した方
- ▶給与所得のみで、雑損控除、医療費控除、寄附金控除などを受けようとする方
- ▶年金所得のみで、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などの控除を追加する方
- ▶国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険の加入者で、下記「申告が不要な方」に該当しない方(なお、国民健康保険加入の被扶養者は収入が皆無でも保険税が軽減される場合がありますので必ず申告してください。)

■申告が不要な方

- ▶税務署に所得税の確定申告をする方
 - ▶昨年の所得が年末調整をした給与所得のみの方
 - ▶昨年の所得が年金所得のみの方(控除の追加がある方を除く)
- ※給与所得、年金所得ともに、給与支払者または年金保険者から給与、年金支払報告書が市に届いている場合に限りま。

■その他申告が必要な場合

児童扶養手当、保育園の入園などの手続きをする方や、市営住宅に入居している方は、所得の状況を示した各種証明書の提出が必要になります。これらの証明書の交付を受けるためには申告してあることが必要です。

また、国民年金の免除申請にも申告をしてあることが必要になります。必ず申告してください。

■申告に必要な書類

- ▶確定申告のお知らせはがき(税務署から送付があった方のみ)
- ▶個人番号(マイナンバー)に関する身元確認書類(運転免許証など)及び番号確認書類(マイナンバーカード又は通知カード)
- ▶申告書(申告会場にも用意してあります)
- ▶印鑑および預金通帳(口座番号が確認できるもの。所得税が還付になる場合必要となります)
- ▶源泉徴収票(原本。写しは不可)
- ▶所得金額が分かる書類(給与支払証明書・収支内訳書など)
- ▶不動産所得がある方は、固定資産税の課税証明書または市税務課発行の申告用名寄公課資料(無料)など
- ▶所得控除を受けるための各種書類
- ・生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料などの領収書または支払証明書
- ・身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書・寄附先から交付を受けた寄附金受領書など
- ▶医療費控除を受ける方は、医療費の領収書や補てん金(高額療養費・医療保険などで戻ってきた金額)を確認できる書類又はそれらをまとめた医療費控除の明細書

※なお、医療費控除の事前準備として、29年中に支払った医療費の領収書を個人別・病院別に分け、医療費総額を計算してきてください。

※従来の医療費控除ではなく、セルフメディケーション税制を適用する場合は、セルフメディケーション税制の明細書の提出と一定の取組を行ったことを明らかにする書類が必要となります。

■申告するときの注意事項

申告期間中は職員が各申告会場へ出張しているため、市税務課や各支所の窓口では申告できません。**必ず指定会場で申告してください**(ただし、収入のない方の申告については、市税務課でも受け付けます)。

●受付時間…▶午前の部：午前8時30分～11時30分

▶午後の部：午後1時～4時

●場所…12ページのとおり

※混雑を軽減するため、12ページの表のとおり受付日と会場を指定しました。例年、午前中や各会場初日が大変混み合います。できるだけ指定された日にお越しください。
※順番は申告内容により変更になる場合もありますのでご了承ください。

■農業所得を申告するとき

事前に収支内容をまとめてお持ちください。収支内容をまとめていないと、実際にかかった経費も必要経費として認めることができなくなり、思いがけない課税が発生する場合があります。日ごろから記帳するよう心がけ、スムーズに申告ができるよう事前準備をお願いします。

●持ち物

- ・収支内容をまとめたノート
- ・根拠となる領収書(レシートも可)
- ・米、農産物などの販売数量、販売金額が記載された明細
- ・農業に関する交付金・助成金などの通知
- ・通帳(平成29年1月～12月までの取引内容が記載されているもの)

※取得価額が10万円以上の農業用資産を事業用として新たに取得したり他から転用した方は、減価償却の方法により経費計上することとなりますので、農機具などの名称、取得年月、取得価格を確認しておいてください。(農業用資産を廃棄・売却した場合は廃棄・売却年月を確認しておいてください。)

※経費として認められるものはあくまで農業をする上で負担したもののみです。毎年、家庭用で支払ったものを含めて経費計上する方も見られますので、ご注意ください。
※農地を貸し付け、小作料として現金やお米で受け取る場合は、農業所得ではなく「不動産所得」として申告が必要になります。その場合、貸地にかかる固定資産税や土地改良費を負担していれば経費となります。

■収入のない方の申告

前年中に収入が皆無であった方または非課税収入(遺族年金、障害年金、雇用保険の失業給付)のみを受給していた方は、申告書に必要な事項を記入して押印して市税務課に直接お持ちください。

申告会場で順番待ちの手間が省けて大変便利です。

■ホームページを利用した申告書作成など

市のホームページで市民税・県民税申告書の様式をダウンロードできます。

🌐 <http://www.city.ohtawara.tochigi.jp>

問 税務課 B 1階 TEL (23) 8725

障害者控除対象者認定書の発行

税の申告の際、障害者手帳をお持ちでない方でも、65歳以上の要介護認定者の方で、障害者手帳を持っている人と同程度の障害があると認定された方(認定基準あり)は、障害者控除対象者認定書を提出することで障害者控除を受けることができます。

認定書が必要な方は、高齢者幸福課の窓口で申請が必要です。

基準などの詳しい内容は下記までお問い合わせください

問 高齢者幸福課 東 1 階 TEL(23)8740

公的年金等を受給される方へ

～確定申告不要制度のお知らせ～

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である時は、所得税の確定申告を提出する必要はありません。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以降は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

問 大田原税務署 TEL(22)3115

給与・賃金などを支払った方へ

～給与支払報告書の提出について～

平成29年中に給与・賃金等(専従者給与、パート・アルバイト代を含む)を支払われた方は、給与の支払いを受けた方の平成30年1月1日現在の住所地に、給与支払報告書を提出することが法令により義務付けられています。

給与支払報告書は、給与所得者にとって市県民税の申告に代わる重要な資料となりますので、必ず期限までに提出をお願いします。また、提出期限直前は大変混雑いたしますので、給与支払報告書の早期ご提出にご協力をお願いします。

●提出期限…1月31日(水)

●提出書類…給与支払報告書(総括表1枚、個人別明細書2枚、普通徴収切替理由書※)

※普通徴収に切り替える場合には提出が必要です。切替理由書は総括表と合わせて市から送付しています。届いていない場合には市のホームページからダウンロードしていただくか、左記までご連絡ください※提出方法の詳細は、総括表の裏面や市ホームページをご覧ください。

問 税務課 B 1 階 TEL(23)8725

確定申告で医療費控除を受ける国民健康保険の方へ

国民健康保険に加入している方は、1ヵ月に支払った医療費が別表の自己負担限度額を超えると、その超えた分が高額療養費として支給される可能性があります。

市では、高額療養費の支給対象となる方に対し、支給申請の案内を送付しており、12月診療分は2月下旬に発送予定です。受付の際は領収書によって支払額の確認を行いますので、確定申告で領収書を提出する前に高額療養費の支給申請を行ってください。なお、お手元の領収書の中に高額療養費の計算対象となるか不明のものがありましたら、下記へお問い合わせください。

問 国保年金課 A 1 階 TEL(23)8857

●70歳未満の方

区分	所得要件 ※ 1	自己負担限度額(円) ※ 2
ア	旧ただし書所得 901万円超	252,600 + (総医療費 - 842,000) × 1% 【140,100】
イ	旧ただし書所得 600万円超 901万円以下	167,400 + (総医療費 - 558,000) × 1% 【93,000】
ウ	旧ただし書所得 210万円超 600万円以下	80,100 + (総医療費 - 267,000) × 1% 【44,400】
エ	旧ただし書所得 210万円以下	57,600 【44,400】
オ	低所得者 (住民税非課税)	35,400 【24,600】

●70歳以上、75歳未満の方

区 分		自己負担限度額(円) ※ 2	
		外来(個人ごと)	
現役並み所得者 (住民税課税所得 が145万円以上)		57,600	80,100 + (総医療費 - 267,000) × 1% 【44,400】
一 般		14,000 (年間上限 144,000)	57,600 【44,400】
非課税 (住民税 低所得者)	Ⅱ		24,600
	Ⅰ 年金収入 80万円 以下	8,000	15,000

※ 1 所得は2016年中の所得です。(1～7月診療分は2015年の所得によります)

「旧ただし書所得」とは、総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額です。

※ 2 【】内の金額は、過去12ヵ月に4回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降に適用される自己負担限度額です。